

※ 条例の制定が必要となる改正事項（一から三まで）については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

一 申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任《介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「介護保険法等改正法」という。）により改正》

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例（制定主体は指定権者）に委任すること。条例については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとすること。（第70条第2項第1号及び第3項、第78条の2第4項第1号及び第5項、第115条の2第2項第1号及び第3項並びに第115条の12第2項第1号及び第3項）

二 事業者及び施設の指定基準の条例委任《地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法」という。）により改正》

1 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準を条例（制定主体は指定権者）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、(1)から(4)までの事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(5)については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考して定めるものとすること。（第42条第1項及び第2項、第54条第1項及び第2項、第74条第1項から第3項まで、第78条の4第1項から第3項まで、第115条の4第1項から第3項まで並びに第115条の14第1項から第3項まで関係）

- (1) 指定居宅サービス等に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
  - (2) 指定居宅サービス等の事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
  - (3) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
  - (4) 指定居宅サービス等の事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者等のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
  - (5) 指定居宅サービス等の事業（(3)に規定する事業を除く。）に係る利用定員
- 2 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の人員基準（介護老人保健施設の医師及び看護師に係るもの）を除く。）及び設備・運営基準（介護老人保健施設の療養室、診察室及び機能訓練室に係るもの）を除く。）

を条例（制定主体は指定権者）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、(1)から(3)までの事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照して定めるものとすること。（第88条第1項から第3項まで、第97条第1項から第4項まで及び第110条第1項から第3項まで関係）

- (1) 指定介護福祉施設サービス等に従事する従業者及びその員数
- (2) 指定介護老人福祉施設等に係る居室又は病室の床面積
- (3) 指定介護老人福祉施設等の運営に関する事項であって、入所又は入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

### 三 指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任《介護保険法等改正法により改正》

- 1 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって市町村の条例で定める数とすること。（第78条の2第1項関係）
- 2 指定介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって指定権者の条例で定める数とすること。（第86条第1項関係）

### 四 市町村介護保険事業計画等の記載事項の努力義務化等《介護保険法等改正法により改正》

- 1 市町村介護保険事業計画の記載事項のうち「日常生活圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護等に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」及び「各年度における地域支援事業の量の見込み」以外の事項の記載については、努力義務とすること。努力義務化された計画記載事項を定め、又は変更しようとする際の、都道府県への事前の意見聴取を廃止すること。（第117条第2項、第3項及び第9項関係）
- 2 都道府県介護保険事業支援計画の記載事項のうち「都道府県知事が定める区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」以外の事項の記載については、努力義務とすること。（第118条第2項及び第3項関係）

### 五 大都市特例の創設《介護保険法等改正法により改正》

都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等について、指定都市及び中核市へ移譲すること。これに伴い、一から三までの条例の制定の権限を、都道府県から指定都市及び中核市へ移譲すること。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者、介護老人保健施設の指定等に際して都道府県知事の同意を要することとすること。（第203条の2及び地方自治法第252

条の19第1項第7号の2関係。具体的な事務等は、政令で定める予定。)

## 第2 老人福祉法の一部改正【平成24年4月1日施行】

※ 一については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準は、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

### 一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備・運営基準の条例委任《地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法により改正》

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任すること。

条例を定めるに当たっては、(1)から(3)までの事項は厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(4)の事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照して定めるものとする。(第17条関係)

- (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
- (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
- (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (4) 養護老人ホームの入所定員

### 二 市町村老人福祉計画等の記載事項の努力義務化等《介護保険法等改正法により改正》

1 市町村老人福祉計画の記載事項のうち「老人福祉事業の量の確保の方策」の記載については、努力義務とすること。努力義務化された計画記載事項を定め、又は変更しようとする際の、都道府県への事前の意見聴取を廃止すること。市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定を、努力義務規定とすること。(第20条の8第2項、第3項、第6項及び第9項関係)

2 都道府県老人福祉計画の記載事項のうち、「都道府県が定める区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標」以外の事項の記載については、努力義務とすること。(第20条の9第2項及び第3項関係)

### 三 大都市特例の拡充

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令について、指定都市及び中核市へ移譲すること。(政令改正による対応を予定)

参考：地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の位置付けのイメージ

## 1. 地域支援事業の事業内容

※ 介護予防・日常生活支援総合事業は、[ ] 内の全てを総合的に実施する事業

①介護予防事業（第115条の45第1項第1号）

- i 2次予防事業：2次予防事業の対象者に対する事業
- ii 1次予防事業：全ての第1号被保険者を対象とする事業

②包括的支援事業（第115条の45第1項第2号～第5号）

- i 介護予防ケアマネジメント事業（第115条の45第1項第2号）
- ii 総合相談支援事業（第115条の45第1項第3号）
- iii 虐待の防止、虐待の早期発見等に関する事業（第115条の45第1項第4号）
- iv 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（第115条の45第1項第5号）

③市町村の判断により実施する事業（第115条の45第2項第1号～第3号）

- i 要支援者に対して介護予防サービス（訪問介護、通所介護等）等を実施する事業（第115条の45第2項第1号）
- ii 要支援者・2次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業であって、厚生労働省令で定める事業（配食、見守り等）（第115条の45第2項第2号）
- iii 要支援者（予防給付の対象とならない要支援者）に対するケアマネジメントの事業（第115条の45第2項第3号）

④任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## 2. 地域支援事業の財源構成

①介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村

- |             |           |            |           |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| i 介護予防事業    | 国：25%     | 都道府県：12.5% | 市町村：12.5% |
|             | 1号保険料：20% | 2号保険料：30%  |           |
| ii 介護予防事業以外 | 国：40%     | 都道府県：20%   | 市町村：20%   |
|             | 1号保険料：20% |            |           |

②介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

- |           |           |            |           |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| i 総合事業    | 国：25%     | 都道府県：12.5% | 市町村：12.5% |
|           | 1号保険料：20% | 2号保険料：30%  |           |
| ii 総合事業以外 | 国：40%     | 都道府県：20%   | 市町村：20%   |
|           | 1号保険料：20% |            |           |

(注) 条項は介護保険法の条項。1号・2号保険料の比率は、現行制度の比率で記載。

## 参考資料一覧

### 参考資料 1

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）【官報掲載版】

### 参考資料 2

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）【新旧対照条文】

### 参考資料 3

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の概要

### 参考資料 4

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第173号）【官報掲載版】

### 参考資料 5

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第173号）【新旧対照条文】

### 参考資料 6

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成23年厚生労働省令第73号）【官報掲載版】

### 参考資料 7

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成23年厚生労働省令第73号）【新旧対照条文】

### 参考資料 8

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）～介護保険法・老人福祉法関係抜粋～【官報掲載版】

### 参考資料 9

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）～介護保険法・老人福祉法関係抜粋～【新旧対照条文】